

交野市の幼児教育・保育の無償化に係る独自施策（令和元年～）

1. 保育料第3子無償化（多子軽減におけるこどもの年齢の上限撤廃）【対象：3号認定児】

国は令和元年10月より幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料の無償化を実施するが、無償化の対象範囲は1・2号認定（3～5歳児）であり、3号認定（0～2歳児）については対象外。※ただし非課税世帯については無償化対象。

交野市では、市独自の多子カウント方法を導入し、国の無償化の対象外となる3号認定児に対して、多子世帯の第3子以降の保育料の無償化を実施することで更なる子育て世帯の負担軽減を図る。

■国の多子カウント方法

年収360万円未満相当	年齢に関わらず 世帯の子の数による
年収360万円相当以上	世帯の子の数に関わらず、小学校 就学前までの子からカウント

年齢制限
撤 廃

★交野市の独自施策

年収360万円未満相当	年齢に関わらず 世帯の子の数による
年収360万円相当以上	年齢に関わらず 世帯の子の数による

効果

3号認定（0～2歳児）の
第2子（保育料半額）
第3子（保育料無償）
にカウントされる
対象範囲が拡大！

例）3人兄弟の場合

中学生	小学生	保育所児 （3号認定）
1人	1人	1人

国制度 カウント

1人目算定⇒保育料 全額負担

市独自 カウント

3人目算定⇒保育料 “無償”

子育て世帯の
負担軽減！

2. 保育料無償化に伴う給食費（副食費）の免除対象の拡大【対象：1・2号認定】

国は1・2号認定児の保育料の無償化を実施するが、給食費（副食費）については徴収することとし、その内、年収360万円未満相当世帯と第3子以降については副食費免除とした。

交野市では市独自の多子カウント方法を導入し、第3子以降にカウントされる児童の対象拡大を図り、1・2号認定児の副食費の免除対象を拡大。

◇国が定める保育料基準からみる給食費（副食費）の免除対象

1号認定子ども	第1子	第2子	第3子	2号認定子ども	第1子	第2子	第3子
第1階層（生活保護世帯）	免除	免除	免除	第1階層（生活保護世帯）	免除	免除	免除
第2階層（年収270万円未満相当）	免除	免除	免除	第2階層（年収260万円未満相当）	免除	免除	免除
第3階層（年収360万円未満相当）	免除	免除	免除	第3階層（年収330万円未満相当）	免除	免除	免除
第3階層（年収360万円未満相当）	免除	免除	免除	第4階層（年収360万円未満相当）	免除	免除	免除
第4階層（年収680万円未満相当）	有料	有料	免除	第4階層（年収470万円未満相当）	有料	有料	免除
第5階層（年収680万円相当以上）	有料	有料	免除	第5～8階層（年収640万円未満相当～1,130万円相当以上）	有料	有料	免除

市の独自カウントで新たに
第3子カウントされる児童
は約100人！

⇒市が副食費の費用を負担